

令和6年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年5月30日

徳島市監査委員	笠	井	寿	範
同	藤	原		晃
同	須	見	矩	明
同	井	上		武

中活発第2号
令和7年5月13日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

令和6年度財政援助団体等監査結果（令和7年3月31日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

徳島都市開発株式会社

所管部課：企画政策部 中心市街地活性化推進室

<p>指摘事項</p>	<p>(徳島都市開発株式会社)</p> <p>1 規則に定める帳票が適正に作成されていなかった。</p> <p>経理規則第28条第1項第1号には「現金については、毎日所定の現金有高票を作成のうえ、手許現金残高の照合を行い、経理責任者の確認を受けなければならない」とあるが、令和6年9月1日以降、現金有高票が作成されていなかった。</p> <p>経理規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>今回の指摘後、令和6年9月1日以降の現金有高票を作成しました。</p> <p>原因としては、現金有高のチェック及び入出金伝票の起票は日々行うべきでしたが、担当社員が他の業務の処理に追われてしまったため、現金有高票の作成が滞ってしまったことによるものです。</p> <p>令和7年4月に新入社員を計4名採用し、他の業務の処理に追われても社員同士でフォローできるよう事務の分担及び引継を行うことで、適切な事務処理に務めます。</p>